二　施行令第二条の十九第一項に規定する前の勤務先から提出勤務先への異動が同条第二項各号に掲げる場合に該当して財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書の提出をすることができる個人の氏名、住所及び個人番号並びに当該異動があつた年月日

三　前号の前の勤務先（当該前の勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に係るものである場合には、当該前の勤務先及び当該委託に係る事務代行先）の名称及び所在地

四　現に第二号の個人の法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等に係る金融機関等の法人番号

五　その他参考となるべき事項

第三条の五第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第二条の十八第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二条の十八第四項の規定により同項の書類を提出する同項の勤務先（以下この項において「提出勤務先」という。）の長の氏名、当該提出勤務先の名称及び所在地並びに当該提出勤務先に係る賃金の支払者（当該賃金の支払者が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者である場合には、当該賃金の支払者及び事務代行先とする。第三号において「賃金の支払者等」という。）の名称、所在地及び法人番号

二　施行令第二条の十八第四項各号に掲げる事由が生じたことにより同条第三項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書を提出すべき個人の氏名、住所及び個人番号

三　提出勤務先又は当該提出勤務先に係る賃金の支払者等の名称又は所在地に変更があつた場合には、その変更前の名称又は所在地及びその変更後の名称又は所在地

四　提出勤務先に係る賃金の支払者が特定賃金支払者である場合において、その者が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしたときは、当該委託に係る事務代行先の名称及び所在地

五　提出勤務先に係る賃金の支払者が特定賃金支払者であつて事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしているものである場合において、その者が、当該委託をやめたとき、又は特定賃金支払者でなくなつたときは、当該委託に係る事務代行先の名称及び所在地

六　前三号に規定する場合にあつては、現に第二号の個人の法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄（同項に規定する財産形成住宅貯蓄をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受入れをしている金融機関の営業所等（同項に規定する金融機関の営業所等をいう。以下第三条の十五までにおいて同じ。）に係る金融機関等（施行令第二条の二十二第一項に規定する金融機関等をいう。以下この条及び第三条の十三において同じ。）の法人番号

七　施行令第二条の十八第四項第二号に掲げる事由が生じた場合には、同条第二項に規定する移管前の営業所等の名称及び所在地並びに当該移管前の営業所等に係る金融機関等の法人番号並びに同項に規定する移管先の営業所等の名称及び所在地

八　その他参考となるべき事項

第三条の六第二項中「個人」の下に「又は勤務先」を加え、「育児休業等期間変更申告書又は」を「育児休業等期間変更申告書若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は施行令第二条の十八第四項若しくは第二条の十九第二項の書類（以下この項、次項第一号及び第五項において「勤務先一括提出書類」という。）」を、「これらの申告書」の下に「又は書類」を加え、「これに準ずるもの」を「当該書類については当該書類に記載された各人別の写しとし、これらの申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に改め、同項ただし書中「同条第四項」を「施行令第二条の二十五第四項」に、「に記載された異動事項」を「並びに勤務先一括提出書類に記載された異動事項」に、「場合又は」を「場合における当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書等若しくは当該勤務先一括提出書類又は」に、「保存する場合には」を「保存する場合における当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書等については」に改め、同条第三項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「及び財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書」を「、財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書及び勤務先一括提出書類」に改め、「以外の申告書」及び「これらの申告書」の下に「又は書類」を加え、同項第二号中「応じ」を「応じ」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「第二条の二十五第六項に規定する申告書等の写し」の下に「並びに施行令第二条の十九第一項第二号の送付があつた申告書及び書類の同号に規定する写し」を加え、「同項第三号」を「施行令第二条の二十五第六項第三号」に、「第二条の十九第二号の書類の」を「第二条の十九第一項第二号の送付があつた申告書及び書類の同号に規定する」に、「に係る」を「又は当該申告書及び書類の同号に規定する写しに係る」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「又は施行令」を「、施行令」に、「した場合には」を「した場合又は施行令第二条の二十五第六項第四号に定める書類を提出した場合には」に、「これに準ずるもの」を「これらの申告書若しくは書類又は当該通知に係る書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「書類」の下に「又は当該通知の内容を記録した電磁的記録」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「書類」の下に「又は当該通知の内容を記録した電磁的記録」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　金融機関の営業所等の長が勤務先から受理した勤務先一括提出書類は、当該書類に記載された個人の住所地の所轄税務署長が当該金融機関の営業所等の長に対しその提出を求めるまでの間、当該金融機関の営業所等の長が、当該勤務先ごとに整理し、保存するものとする。ただし、当該個人の全てにつき第二項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書又は退職等に関する通知書等の提出があつた日の属する年の翌年から五年を経過する日後においては、この限りでない。

第三条の十中「第三条の五第十九項」を「第三条の五第二十一項」に改める。

第三条の十一第一項中「の各号」を削り、同項第二号中「預入する」を「預入をする」に、「この条」を「この項」に、「）する」を「）をする」に改め、同項第五号中「適格継続預入等する」を「適格継続預入等をする」に、「適格継続預入等をする」を「適格継続預入等をする」に改め、同項第六号及び第七号中「購入する」を「購入をする」に、「適格継続預入等する」を「適格継続預入等をする」に改め、同項第八号中「（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券を含む。）」及び「（旧商工債を含む。）」を削り、「購入する」を「購入をする」に、「適格継続預入等する」を「適格継続預入等をする」に改める。

第三条の十二第一項中「第十九項」を「第二十一項」に、「及び第二項、第二条の十九」を「、第二項及び第四項、第二条の十九第一項及び第二項」に改め、「勤労者財産形成年金貯蓄契約」と」の下に「、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」と」を加え、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財産形成年金貯蓄」を「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」に改め、同項の表第三条の五第三項の項の次に次のように加える。

第三条の五第五項	財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書
	この条及び次条	この条
この条及び第三条の十三		この条